

不登校傾向のある児童・生徒への支援と

指導要録上の出欠の取扱いに関するガイドライン



令和3年8月20日

福生市教育委員会

はじめに

令和元年度の福生市立学校における不登校の児童・生徒は、小学校で 33 人、中学校で 58 人、合わせて 91 人でした。不登校の児童・生徒の数は、東京都全体でも増加傾向にあり、直近 5 年間で 1.6 倍に増えています。

過去「登校拒否」と表現されていた「不登校」は、長年、学校への復帰を前提とした支援が行われてきましたが、平成 28 年の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」から、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、(中略)社会的に自立することを目指す必要がある」と、不登校の児童・生徒の目標設定が大きく変わっています。

また、同通知の中では、不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保という視点から、フリースクールなどの民間施設や I C T を活用した学習支援についても明記されており、不登校の児童・生徒への支援の在り方についても、ここ数年で大きく変わってきています。

さて、不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こりうるものです。学校、家庭、地域の大人たちが、不登校が問題行動ではないことを理解したうえで、当該の児童・生徒が社会的自立に向けて一歩でも進むことができるよう、支援していくことが大切です。

本ガイドラインは、このような基本的な考え方を踏まえて、「不登校の児童・生徒の中には、学校に行きたくても行けない状況にある児童・生徒もいる。一人一人が、今できる中で懸命の努力をしており、そのことを学校として認めていく。」という方針で作成をしました。各学校においては、今後も、不登校の児童・生徒へのきめ細やかな支援をお願いします。

福生市教育委員会

目 次

I 不登校傾向のある児童・生徒への支援について

- 1 不登校傾向のある児童・生徒への支援に関する基本的な考え方…………… 1
 - (1) 不登校児童・生徒の定義
 - (2) 基本的な考え方
- 2 不登校児童・生徒等への支援の流れ…………… 2
- 3 欠席児童・生徒の安全確認…………… 3

II 指導要録上の出欠の取扱いについて

- 1 指導要録上出席扱いとなる可能性がある取組…………… 4
 - (1) 学校外の公的機関や民間施設における相談・指導
 - (2) 自宅において I C T 等を活用した学習活動
- 2 学校外の公的機関や民間施設、自宅等で取り組んだ内容に対する評価…………… 5
- 3 フリースクール等で相談・指導を受ける際の留意すべき点…………… 6
 - [書式例] オンライン学習等の記録…………… 7
 - [書式例] 自宅学習等の記録…………… 8

I 不登校傾向のある児童・生徒への支援について

1 不登校傾向のある児童・生徒への支援に関する基本的な考え方

(1) 不登校児童・生徒の定義

不登校は、連続又は断続して年間30日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）」より抜粋

(2) 基本的な考え方

「福生市立学校の不登校総合対策 全ての子どもの笑顔が輝く学校を目指して（令和3年3月福生市教育委員会）」にある「学校が取り組む10の行動」と、「教育委員会が展開する7つの対応策」を通して、児童・生徒一人一人の状況に応じた多様なきめ細かい対応を行う。

ア 学校が取り組む10の行動

(ア) 不登校を生まないための5つの予防策

- ① 魅力ある学校、学級づくり ～居場所づくりときずなづくり～
- ② 欠席する旨、保護者から連絡が入ったときの対応の徹底
- ③ 欠席当日の対応
- ④ 連続欠席3日の対応、連続欠席7日の対応、早期支援についての徹底
- ⑤ スクールカウンセラー、臨床心理士による個別面接

(イ) 子どもの現状を改善するための5つの支援策

- ① 「児童・生徒欠席状況一覧」「長期欠席児童・生徒個別支援カルテ」の活用
- ② 不登校児童・生徒連絡会議の設置と活用
- ③ 保護者との連携、児童・生徒へのメッセージ
- ④ スクールカウンセラーや教育相談室、家庭と子供の支援員との連携
- ⑤ 「そよかぜ教室」との連携

イ 教育委員会が展開する7つの対応策

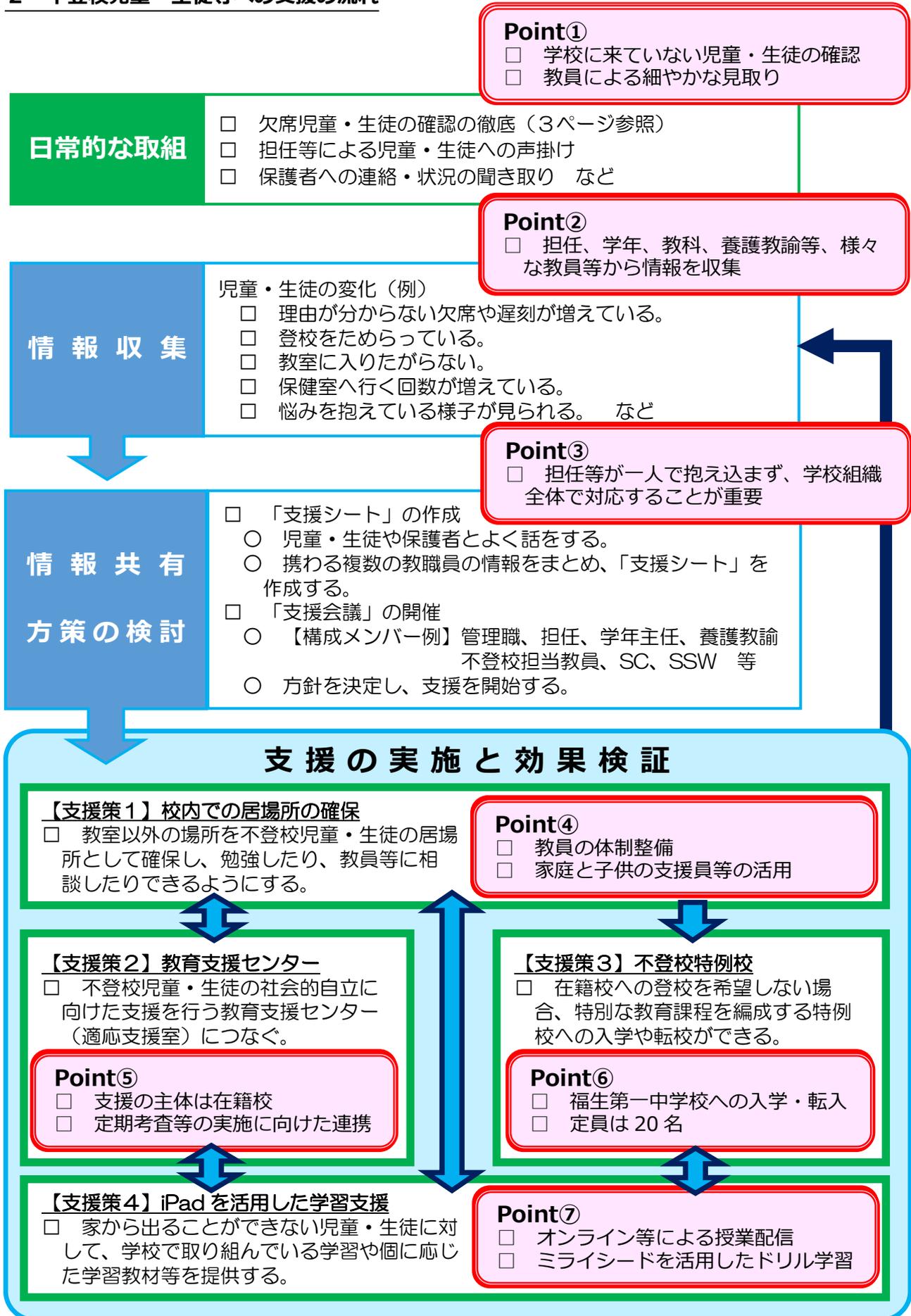
- ① 不登校特例校分教室 福生第一中学校7組の取組
- ② スクールカウンセラーの活用
- ③ 教育相談室の活用
- ④ スクールソーシャルワーカーの活用
- ⑤ 家庭と子供の支援員の活用
- ⑥ 「そよかぜ教室」の活用
- ⑦ 「福生市子ども家庭支援センター」等の関係機関との連携

【学校が押さえるべき重要なポイント】

★ 不登校傾向のある児童・生徒を支援する主体は、在籍校であること

- 「教室に行きにくい」だけの児童・生徒を、「学校に行きにくい」状況にしていないか。
- 教育支援センター（適応支援室）に通室している児童・生徒への支援を、教育支援センター（適応支援室）に任せきりにしていないか。
- 不登校児童・生徒の欠席に対して、電話連絡や家庭訪問を失念していないか。

2 不登校児童・生徒等への支援の流れ

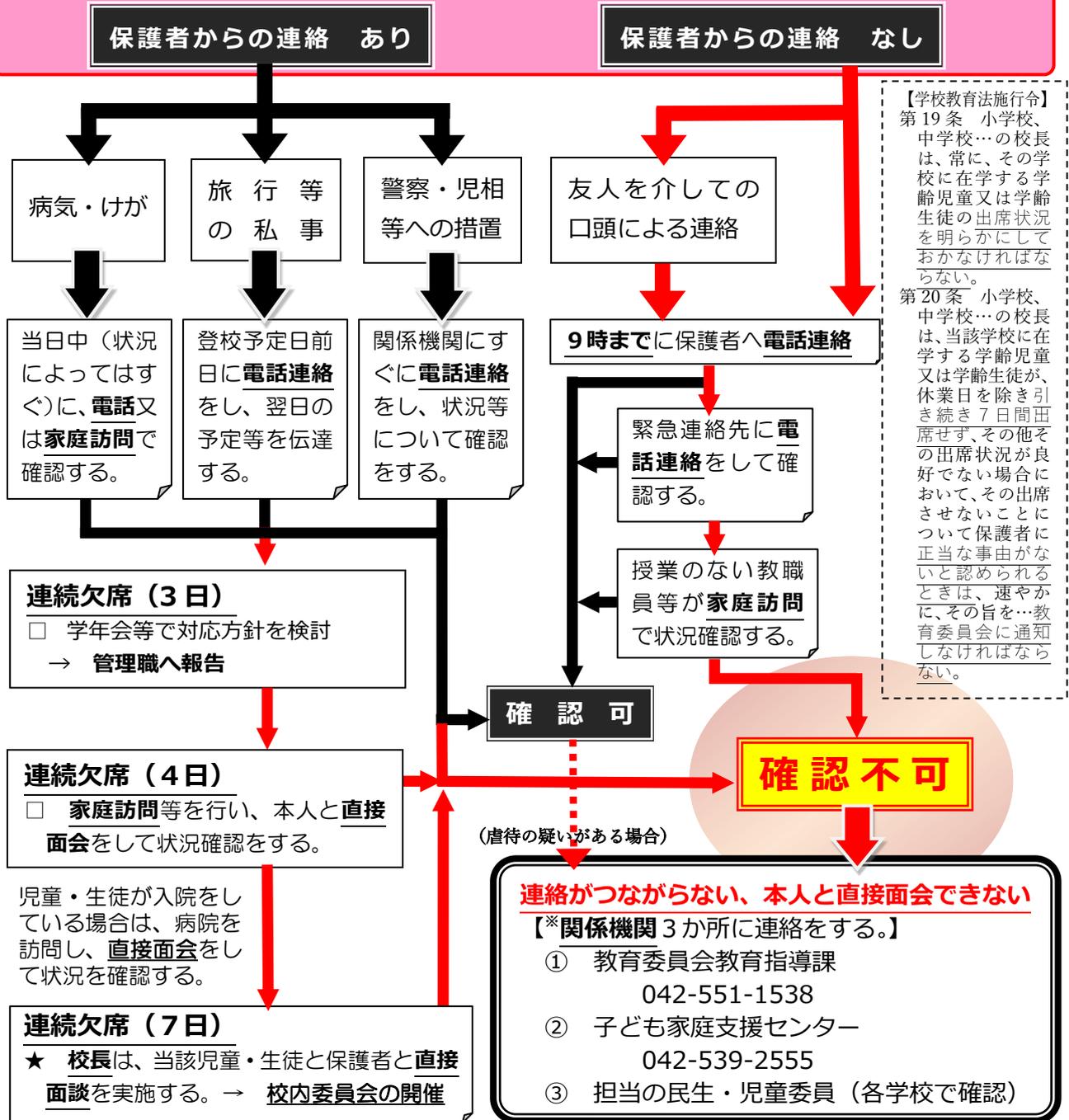


3 欠席児童・生徒の安全確認

児童・生徒の健やかな成長は、教育に携わる者全ての願いです。しかし、ここ数年、児童虐待等により、児童・生徒の生命が脅かされる事件が多数起きている現状があります。ここでは、担任等教職員の欠席児童・生徒への適切な対応について、確認をします。

(朝の出欠確認時) 児童・生徒が**欠席**をしている。

保護者からの連絡の有無にかかわらず、児童相談所等と関わりがある家庭や虐待が疑われる家庭(要保護児童等)の場合は、下記3か所の**※関係機関**と情報共有する。



【学校教育法施行令】
 第19条 小学校、中学校…の校長は、常に、その学校に在学する学齢児童又は学齢生徒の出席状況を明らかにしておかなければならない。
 第20条 小学校、中学校…の校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き続き7日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を…教育委員会に通知しなければならない。

欠席についての学校の対応の仕方について、保護者会や学校だより、入学時のしおり等において周知し、理解を得ておくことが大切です。

II 指導要録上の出欠の取扱いについて

1 指導要録上出席扱いとなる可能性がある取組

以下の（１）及び（２）の取組は、指導要録上出席扱いとなる可能性がある取組であるが、最終判断は、校長が行う。各取組の有無のみで出欠席を単純に判断することなく、児童・生徒一人一人の状況を踏まえ、社会的自立に向けた努力を適切に評価し、支援することが重要である。

なお、具体的な取組の内容や出席扱いとすることの希望等、不登校児童・生徒の保護者と十分に話し合ったうえで判断する。

（１）学校外の公的機関や民間施設における相談・指導

	所管部署	場所	備考
公的機関	教育部 教育支援課	<input type="checkbox"/> 教育支援センター (適応支援室) <input type="checkbox"/> 教育相談室	<input type="checkbox"/> 担任や管理職が、当該児童・生徒の状況等について、こまめに連絡を取り合っていることが前提であり、原則、出席扱いとなる。 <input type="checkbox"/> 保護者と十分な連携の下、個別カウンセリング等、当該児童・生徒の社会的自立に向けた取組として、適切な支援と評価できる場合もあるため、管理職が内容を十分に確認する必要がある。
	子ども家庭部 子ども家庭支援課	<input type="checkbox"/> 立川児童相談所	
	福祉保健部 健康課・障害福祉課	<input type="checkbox"/> 西多摩保健所	
病院	各病院		
民間施設	フリースクール等 ※ ¹		<input type="checkbox"/> 管理職は、学習内容や当該児童・生徒の出席状況等を把握できるよう、フリースクール等に対して、任意の様式での情報提供を求める。

※¹ フリースクール等における出席扱いについては、5ページ「フリースクール等で相談・指導を受ける際の留意すべき点」を基準とし、校長等と教育指導課職員が、当該施設における当該生徒に対する取組を確認したうえで判断する。

（２）自宅においてICT等を活用した学習活動例※²

取組例		学習活動の確認
オンライン学習 (iPad活用)	<input type="checkbox"/> ミライシード等を活用し、児童・生徒が学習をする。	<input type="checkbox"/> 当該児童・生徒が取り組んだ内容を、担任等が確認する。 <input type="checkbox"/> 分かったこと等をプリント※ ³ に記述させ、担任等が確認する。
	<input type="checkbox"/> オンラインで配信している授業動画を自宅等で見る。	
オンデマンド学習 (iPad活用)	<input type="checkbox"/> オンデマンドで配信している授業動画を自宅等で見る。	
ドリルや学校が作成したプリントを活用した学習		<input type="checkbox"/> 取り組んだプリント等の教材を、担任等が確認する。
市販又は民間業者が提供している教材を活用した学習		<input type="checkbox"/> いつ、どのような学習を行ったのか、保護者に実施記録を提出してもらおう※ ⁴ 。

- ※2 1日に実施する学習時間や内容は、当該児童・生徒の状況を踏まえ、保護者と事前に確認をしておく。なお、校長が当該児童・生徒の指導要録上の出席扱いを判断するにあたり、取組の量や時間を基準とすることなく、当該児童・生徒の社会的自立につながる取組となっているかを、適切に見とることが重要である。
- ※3 6ページの書式例を参考に、各学校で作成する。
- ※4 7ページの書式例を参考に、各学校で作成する。

2 学校外の公的機関や民間施設、自宅等で取り組んだ内容に対する評価

不登校児童・生徒が、教育支援センターや民間施設等の学校施設で指導を受けている場合、又は、ICT等を活用した学習を進めている場合、在籍校がその学習状況等について把握し、学習支援や進路指導を適切に行うことが重要である。

指導要録の記載については、必ずしも全ての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められているわけではない。しかし、不登校児童・生徒や保護者、民間施設等に学習活動の成果を伝えることは、当該児童・生徒の学習意欲に応え、自立を支援するうえで意義が大きいことである。各学校においては、そのことを踏まえ、以下の点に留意して対応に努める。

(1) 不登校児童・生徒が在籍する学年の学習内容に取り組んでいる場合

当該児童・生徒が、教育支援センター（適応支援室）やフリースクール等、iPadを活用したオンライン学習等で在籍学年の学習内容に取り組んでいる場合は、他の児童・生徒の評価規準を適用し、可能な限り観点別学習状況及び評定を記載するよう努める。

なお、観点別学習状況及び評定が困難な場合は、「総合所見及び指導上参考となる諸事情」の欄に、学習状況を文章記述するなどして、次年度以降の指導の改善に生かす。

また、通知表やその他の方法により、児童・生徒や保護者等に学習活動の成果を伝え、当該児童生徒の自立を支援するよう努める。

(2) 不登校児童・生徒が在籍する学年とは異なる学習内容に取り組んでいる場合

当該児童・生徒の学習内容が、在籍する学年の評価規準と異なることから、観点別学習状況及び評定を行うことは困難である。そのため、「総合所見及び指導上参考となる諸事情」の欄に、学習状況を文章記述するなどして、次年度以降の指導の改善に生かす。

また、通知表やその他の方法により、児童・生徒や保護者等に学習活動の成果を伝え、当該児童生徒の自立を支援するよう努める。

3 フリースクール等で相談・指導を受ける際の留意すべき点

「未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて～不登校の子供たちへの支援のポイント～」

(令和3年1月 東京都教育委員会) より抜粋

次に示した目安をもとに、子供が通うフリースクールとして適切かどうかについて、保護者や学校が、総合的に判断することが必要である。

ア 実施主体

- 不登校の子供に対する相談・指導等に深い理解や知識・経験がある。

イ 事業運営の在り方と透明性の確保

- 不登校の子供への相談や指導を主な目的としている。
- 入会金や授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）などがはっきりと保護者等に示されている。

ウ 相談・指導の在り方について

(受け入れに当たって、面接を行うなど、子供の状況の把握が適切に行われていることが重要です。)

- 子供の人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われている。
- 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の要因による不登校など、相談・指導の対象となる子供が明確に示されている。
- 指導の内容や方法、相談の手法、相談や指導の体制等があらかじめはっきりと示されている。
- 子供の状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われている。
- 日本の学校制度を前提とした内容になっている。
- 子供の学習支援や進路の状況などについて、保護者等に情報提供がなされている。
- 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていない。

エ 相談・指導スタッフについて

- スタッフは、子供の教育について十分に理解している。
- スタッフは、不登校の子供への支援について知識や経験をもち、その指導に熱意をもっている。
- 専門的なカウンセリングなどは、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導に当たっている。
- 宿泊による指導を行う施設がある場合は、生活指導に当たる者を含め、その施設で活動を行うのにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されている。

オ 施設、設備について

- 学習、心理療法、面接など、様々な活動を行うために必要な施設、設備が整備されている。
- 宿泊による指導を行う施設がある場合には、宿舎をはじめ、子供たちが安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備が整備されている。

カ 学校、教育委員会と施設との関係について

- 子供のプライバシーに配慮の上、学校と施設が支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。

キ 家庭との関係について

- 施設でどのような指導をしたのかなどを保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれている。
- 宿泊による指導を行う施設がある場合は、保護者の側に面会や退所の自由が確保されている。

書式例

校長	副校長	学年主任

オンライン学習等の記録 (NO.)

福生市立福生第〇〇学校

第〇学年〇組 〇〇 〇〇

オンライン学習など を行った日時	教科等	分かったことなど	担任 確認欄	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">記入例</div> 2/16 (水)	10:40 ~11:30	社会 (歴史) 「鎌倉幕府の成 立と執権政治」	幕府と朝廷の関係や、将軍と 御家人の関係が分かった。	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> サイン </div>
/ ()	~ : :			
/ ()	~ : :			
/ ()	~ : :			
/ ()	~ : :			
/ ()	~ : :			

書式例

校長	副校長	学年主任

自宅学習等の記録 (NO.)

福生市立福生第〇〇学校

第〇学年〇組 〇〇 〇〇

自宅で学習を行った日時	内容等	担任 確認欄
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">記入例</div> 2/16 (水)	9 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0 <input type="checkbox"/> 社会 (地理) 学校からもらったプリント (NO.10 と 11) <input type="checkbox"/> 数学 教科書を見て、ノートにまとめた。	<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> サイン </div>
/ ()	~ : :	
/ ()	~ : :	
/ ()	~ : :	
/ ()	~ : :	
/ ()	~ : :	



**不登校傾向のある児童・生徒への支援と
指導要録上の出欠の取扱いに関するガイドライン**

令和3年8月20日

作成：福生市教育委員会教育部教育指導課

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

Tel 042-551-1538